

熊谷市消防団協力事業所表示制度について

消防団協力事業所表示制度は、消防団員を従業員として雇用している事業所や団体等が火災などの災害が発生した際の出動、訓練などの消防活動に積極的に協力している事業所に対して消防団協力事業所表示証を交付し、地域における当該事業所の社会貢献を広報すると共に、地域防災体制のより一層の充実を図るために実施する制度です。

熊谷市では、平成23年1月1日から「熊谷市消防団協力事業所表示制度」を実施します。

●消防団協力事業所表示制度の概要

消防団協力事業所表示制度イメージ図



●「表示証」

熊谷市消防団協力事業所表示制度実施要綱の認定基準に基づき認定された事業所に交付するもので、次の図のとおりです。この「表示証」を見やすい場所に表示していただき地域の皆さんに社会貢献事業所であることをPRできます。

また、事業所のHPや広報誌に表示証を掲載することもできます。



●申請の方法

協力事業所として認定を受けようとする事業所は、熊谷市消防本部警防課消防団係に熊谷市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)を提出し、申請を行っていただきます。

また、消防団長等が推薦する場合があります。

○熊谷市消防団協力事業所表示制度実施要綱 ⇒ (PDF)

○熊谷市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号) ⇒ (PDF)

※記載例はこちら ⇒ (PDF)

◎お問い合わせ

熊谷市消防本部 警防課 消防団係

電話 048-501-0117

FAX 048-521-1207